

鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第17号

鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和57年鳥取市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条―第10条」を「第7条の2―第10条の3」に、「卸売の業務に関する品質管理（第42条の2）」を「削除」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 条例第4条第3項の規定による臨時の休業又は臨時の営業の承認を受けようとする者は、臨時休業（営業）承認申請書を市長に提出しなければならない。

第5条に次の1項を加える。

3 市場内で業務を行う者は、臨時に開場時間及び販売開始時刻を変更しようとするときは、開場時間及び販売開始時刻変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第2章中第8条の前に次の4条を加える。

（卸売業務許可申請書等）

第7条の2 条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 個人による申請

- ア 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- イ 申請者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人）の住民票の抄本及び経歴書
- ウ 条例第6条の2第4項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- エ 資産を証する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 法人による申請

- ア 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- イ 定款
- ウ 登記事項証明書
- エ 条例第6条の2第4項第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- オ 貸借対照表及び損益計算書
- カ その他市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第7条の3 市長は、条例第6条の2第1項の許可をしたときは、卸売業者に対し、卸売業務許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

(許可証の書換交付及び再交付)

第7条の4 卸売業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき又は許可証をき損し、若しくは亡失したときは、許可証の書換交付又は再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、卸売業務許可証書換交付申請書又は卸売業務許可証再交付申請書に許可証（当該許可証を亡失した場合にあっては、その事実を記載した書面）を添えて市長に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第7条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証（第3号の場合にあっては、発見した許可証）を遅滞なく市長に返納しなければならない。

- (1) 卸売の業務を廃止したとき。
- (2) 条例第6条の2第1項の許可を取り消されたとき。
- (3) 許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。

第8条の次に次の3条を加える。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書等）

第8条の2 条例第7条の3第1項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けについて認可を受けようとする者は、事業譲渡譲受認可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 個人による申請

- ア 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
- イ 第7条の2第1項第1号アからエまでに掲げる書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 法人による申請

- ア 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
- イ 第7条の2第1項第2号アからオまでに掲げる書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

2 条例第7条の3第2項の規定による卸売業者たる法人の合併について認可を受けようとする者は、卸売業者合併認可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 合併に係る契約書の写し
- (2) 第7条の2第1項第2号アからオまでに掲げる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 条例第7条の3第2項の規定による卸売業者たる法人の分割について認可を受けようとする者は、卸売業者分割認可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し

なければならない。

- (1) 新規分割の場合にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第762条の分割計画書の写し
- (2) 吸収分割の場合にあつては、会社法第757条の規定により締結された吸収分割契約書の写し
- (3) 第7条の2第1項第2号アからオまでに掲げる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(卸売業務相続認可申請書等)

第8条の3 条例第7条の4第1項の規定による卸売の業務の相続の認可を受けようとする者は、卸売業務相続認可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者と被相続人との続柄を証する書面
- (2) 相続人が2人以上ある場合にあつては、卸売の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し
- (3) 第7条の2第1項第1号アからエまでに掲げる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(届出事項等)

第8条の4 条例第7条の5第1号の規定による届出は、休止又は廃止の日の60日前までに、卸売業務休止（廃止）届を提出してしなければならない。

2 条例第7条の5第2号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所
- (2) 法人である場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員

3 条例第7条の5第2号の規定による届出は、遅滞なく氏名等変更届を提出してしなければならない。

第9条を次のように改める。

(事業報告書の写しの備付け期間)

第9条 条例第7条の6第2項の規則で定める期間は、同項の規定により翌事業年度の事業報告書の写しを備え付けるまでの間とする。

第10条中「卸売業務」を「卸売の業務」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(せり人登録申請書等)

第10条の2 条例第8条第1項の規定によるせり人の登録を受けようとする卸売業者は、せり人登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載された者が破産者でないことを証する書類
- (2) 申請書に記載された者が次条第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(せり人となることができない者)

第10条の3 条例第8条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) 買受人又はその役員若しくは使用人であるとき。
- (4) せりを行うのに必要な経験及び能力を有しない者であるとき。
- (5) 条例第55条第2項の規定による承認の取消を受け、その取消の日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (6) 暴力団関係者であるとき。

第11条第1項第1号カ中「ねり」を「練り」に改め、同項第1号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 条例第13条第3号から第5号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

第11条第1項第2号イ中「定款又は規約」を「定款」に改め、同号キをクとし、

同号カの次に次のように加える。

キ 条例第13条第3号から第5号までに掲げる者に該当しないことを誓約する  
書面

第13条第1項中「1月」を「30日」に改める。

第15条第1項中「場合」を「とき」に改め、「3日以内に」の次に「買受人氏名等  
変更届又は買受人業務廃止届により、」を加える。

第25条の次に次の1条を加える。

(改善措置の命令に係る基準)

第25条の2 条例第23条第3項の規則で定める場合は、卸売業者の財産の状況が  
次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 流動比率が100パーセントを下回ること。
- (2) 自己資本比率が10パーセントを下回ること。
- (3) 連続する3事業年度において経常損失が生じること。

第33条ただし書中「受領の翌日までに売買仕切書を送付するとき」を「卸売業者  
と委託者の間に取引慣習又は特約があるとき」に改める。

第40条第2項ただし書中「別に定める基準に従い」を削る。

第41条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「条例第42条第1項」に改め、  
同項を同条とする。

第3章の2を次のように改める。

第3章の2 削除

第42条の2 削除

第42条の3中「規定による市場施設の使用許可は、次に掲げる者のうち、市場の  
業務の適正かつ健全な運営が確保され、かつ、市場の機能に支障を生じるおそれがない  
と認められる場合に限り許可する」を「規則に定める者は、次に掲げる者とする」  
に改める。

第43条第2項中「、又は使用許可」を「、使用許可」に改める。

第45条第1項中「条例第46条」の次に「ただし書」を加える。

第49条中「市長に申請して新たに交付」を「記章の再交付」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により記章の再交付を受けようとする者は、記章再交付申請書に記章（当該記章を亡失した場合にあっては、その事実を記載した書面）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請人はその実費を支払わなければならない。

第50条各号列記以外の部分中「記章」の次に「(第2号の場合にあっては、発見した記章)」を加え、同条第2号中「亡失した記章」を「記章の再交付を受けた後において亡失した記章」に改める。

第52条中「規定により入場の制限等を受ける市場入場者」を「規則で定める市場の入場者」に改める。

第55条第2号中「の業務を許可し、承認し」を「が承認され」に、「停止」を「廃止」に改める。

第56条第1項を次のように改める。

(書類の様式等)

第56条 書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

様式番号	様式の名称	根拠条文	
		条例	規則
1	臨時休業（営業）承認申請書	4条	4条
1の2	開場時間及び販売開始時刻変更承認申請書		5条
1の3	卸売業務許可申請書	6条の2	7条の2
2	誓約書	7条	
2の2	卸売業務許可証		7条の3
2の3	卸売業務許可証書換交付申請書		7条の4

2の4	卸売業務許可証再交付申請書		7条の4
2の5	事業譲渡譲受認可申請書	7条の3	8条の2
2の6	卸売業者合併認可申請書	7条の3	8条の2
2の7	卸売業者分割認可申請書	7条の3	8条の2
2の8	卸売業務相続認可申請書	7条の4	8条の3
2の9	卸売業務休止（廃止）届	7条の5	8条の4
2の10	氏名等変更届	7条の5	8条の4
3	せり人登録申請書	8条	10条の2
4	せり人登録通知書	8条	
5	せり人登録証	8条	
6	せり人登録更新申請書	9条	
7	買受人承認申請書	12条	11条
8	買受人承認証		11条
9	買受人資格審査申請書		13条
9の2	買受人氏名等変更届		15条
9の3	買受人業務廃止届		15条
10	買受人補助者届出書		18条
10の2	市場の流通区域内における卸売等届出書	23条	
11	買受人以外の者に対する卸売許可申請書	25条	
11の2	卸売業務の連携に関する契約に基づく卸売承認申請書	25条	
11の3	新商品開発に関する契約に基づく卸売承認申請書	25条	
12	買受人以外の者に対する卸売届出書	25条	
13	市場外保管場所の指定届出書	27条	



13の2	電子情報処理組織等を使用する卸売承認申請書	27条	
14	受託契約約款（変更）承認申請書	30条	
15	受託物品異状確認申請書	31条	34条
16	受託物品異状確認証明書		34条
17	卸売予定数量報告書	36条	38条
18	売上高報告書	36条	
19	産地別・品目別日計表	36条	
20	月例売上高報告書	36条	
21	前渡金等支出承認申請書	41条	40条
22	出荷奨励金交付承認申請書	41条	40条
23	前渡金等支出報告書		40条
24	出荷奨励金交付報告書		40条
25	販売物品異状確認申請書		42条
26	販売物品異状確認証明書		42条
27	市場施設使用指定（許可）申請書	44条	43条
28	市場施設使用指定（許可）書		43条
29	市場施設原状変更申請書	45条及び46条	45条
30	立入検査職員の証	44条及び54条	
30の2	記章再交付申請書		49条

様式第1号中「(注) この申請書は、2部提出すること。」を削り、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2（第56条関係）

開場時間及び販売開始時刻変更承認申請書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 鳥取市公設地方卸売市場 部 業者

名 称

代表者名

鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第5条第3項の規定により、開場時間及び販売開始時刻を変更したいので、次のとおり申請します。

申請者の業種	
変更日時	
理由	

第 号
年 月 日
上記申請のとおり承認します。
鳥取市長 印

様式第1号の3（第56条関係）

卸売業務許可申請書

鳥取市長 様

下記のとおり、卸売の業務の許可を受けたいので鳥取市公設地方卸売市場条例第6条の2の規定により申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

[法人にあつては、名称及び代表者氏名]

記

取	扱	品	目	
申請者が法人	資本金又は出資の額			円
である場合	役員の氏名			

様式第2号の次に次の9様式を加える。

様式第2号の2（第56条関係）

番 号

卸売業務許可証

卸売業者	氏名又は名称	
	住所	
取扱品目の部類		

鳥取市公設地方卸売市場条例第6条の2の規定により卸売の業務を許可する。

年 月 日

鳥取市長 印

様式第2号の3（第56条関係）

卸売業務許可証書換交付申請書

鳥取市長 様

下記のとおり、卸売業務許可証の書換交付を受けたいので、鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第7条の4の規定により申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

[法人にあつては、名称及び代表者氏名]

記

書換交付を受ける許可証	番号	
	許可年月日	年 月 日
書換事項	新	
	旧	

様式第2号の4（第56条関係）

卸売業務許可証再交付申請書

鳥取市長 様

下記のとおり、卸売業務許可証の再交付を受けたいので、鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第7条の4の規定により申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

[法人にあつては、名称及び代表者氏名]

記

再交付を受ける許可証	番号	
	許可年月日	年 月 日

様式第2号の5（第56条関係）

事業譲渡譲受認可申請書

鳥取市長 様

下記のとおり、事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、鳥取市公設地方卸売市場条例第7条の3の規定により申請します。

年 月 日

(譲渡人) 住 所  
氏 名 ⑩

[法人にあつては、名称及び代表者氏名]

(譲受人) 住 所  
氏 名 ⑩

[法人にあつては、名称及び代表者氏名]

記

取 扱 品 目	
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲受し及び譲受けを必要とする理由	

様式第2号の6 (第56条関係)

卸売業者合併認可申請書

鳥取市長 様

下記のとおり、卸売業者の合併の認可を受けたいので、鳥取市公設地方卸売市場条例第7条の3の規定により申請します。

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者氏名 ⑩

住 所  
名 称  
代表者氏名 ⑩

記

合併法人	名称	
	住所	
取扱品目		
合併の方法及び条件		
合併の予定年月日		年 月 日
合併を必要とする理由		

様式第2号の7（第56条関係）

卸売業者分割認可申請書

鳥取市長 様

下記のとおり、卸売業者の分割の認可を受けたいので、鳥取市公設地方卸売市場条例第7条の3の規定により申請します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

⑩

住 所

名 称

代表者氏名

⑩

記

分割法人	名称	
	住所	
取扱品目		
分割の方法		
分割の予定年月日		年 月 日
分割を必要とする理由		

様式第2号の8（第56条関係）

卸売業務相続認可申請書

鳥取市長 様

下記のとおり、卸売の業務に係る相続の認可を受けたいので、鳥取市公設地方卸売市場条例第7条の4の規定により申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

記

被相続人との続柄		
被相続人	氏名	
	住所	
取 扱 品 目		
相続開始の年月日	年 月 日	

様式第2号の9（第56条関係）

卸売業務休止（廃止）届

鳥取市長 様

下記のとおり、卸売の業務を休止（廃止）したので、鳥取市公設地方卸売市場条例第7条の5の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

[法人にあつては、名称及び代表者氏名]

記

休止（廃止）の年月日	年 月 日
休止（廃止）の理由	

様式第2号の10（第56条関係）

氏名等変更届

鳥取市長 様

下記のとおり、氏名（名称、資本金・出資の額、役員）を変更したので、鳥取市公設地方卸売市場条例第7条の5の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

[法人にあつては、名称及び代表者氏名]

記

変更事項	新	
	旧	
変更の年月日	年 月 日	
変更の理由		

様式第3号中「第8条第2項」を「第8条」に、「備考」を「経歴」に、「添付書類 1 県知事に届けた指定届の写し 2 写真（2葉） 3 住民票の写し」を「添付書類 写真（1葉）」に改める。

様式第4号中「第8条第3項」を「第8条」に改める。

様式第6号中「第9条第2項」を「第9条」に、「2葉」を「1葉」に改め、「(注) この申請書は2部提出すること。」を削る。

様式第7号中 「{ 鳥取市公設地方卸売市場条例第12条第1項  
鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第11条第1項 }」 を

「鳥取市公設地方卸売市場条例第12条」に改め、

加入組合名		を削る。
-------	--	------

様式第8号中「鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第11条第2項」を「鳥取市



公設地方卸売市場条例第13条」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第56条関係）

買受人資格審査申請書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(電話 ) 千

鳥取市公設地方卸売市場における買受人の資格審査を受けたいので、鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第13条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

現在受けている承認番号	
商 号	
営業所の所在地	(電話 千 )
資本金又は出資金額	
営業の内容	業 種 [ ] 取扱品目 [○青果部 ○水産物部 ○花き部]

(添付書類)

- 1 個人の場合 ア 水産物部は、魚介類販売業等の許可証の写し イ 年間買受額証明書
- 2 法人の場合 ア 登記事項証明書 イ 水産物部は、魚介類販売業等の許可証の写し ウ 年間買受額証明書

様式第9号の次に次の2様式を加える。

様式第9号の2（第56条関係）

買受人氏名等変更届

年 月 日

鳥取市長 様

買受人承認番号

住 所

名 称

氏 名

印

（電話 〇〇〇〇） 〒

下記のとおり、氏名（名称、商号、住所）を変更したので、鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第15条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	
変更理由	
旧	
新	
変更発生年月日	年 月 日
その他	

※変更事項のないものは、従来どおりです。

（添付書類） 1 個人の場合 氏名変更…戸籍抄本の写し

住所変更…住民票の写し

2 法人の場合 法務局の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

様式第9号の3（第56条関係）

買受人業務廃止届

年 月 日

鳥取市長 様

買受人承認番号

商号

住所

氏名

印

このたび私は業務を廃止しましたので、鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃止年月日	
取扱品目の部類	共通部 青果部 水産部 花き部 (いずれかに○をしてください)
買受人番号	
商号	
店舗の所在地	

様式第10号中「第18条第3項」を「第18条」に改める。

様式第11号中「第25条第2項」を「第25条」に、「 月 日分」を「 月分」に改め、「(注) この申請書は、2部提出すること。」を削る。

様式第11号の2中「第25条第3項」を「第25条」に、

「

連携の相手方	市場名
	卸売業者の名称

」を「

契約の相手方	市場名
	卸売業者の名称

」

に改め、「(注) この申請書は、2部提出すること。」を削る。

様式第11号の3中「第25条第3項」を「第25条」に、「買入れの相手方」を「契約の相手方」に改め、「(注) この申請書は、2部提出すること。」を削る。

様式第12号中「第25条第4項又は第5項」を「第25条」に改める。

様式第13号中「第27条第2項」を「第27条」に改め、「(注) この申出書は、

2部提出すること。」を削る。

様式第13号の2中「第27条第3項」を「第27条」に改め、「(注) この申請書は、2部提出すること。」を削る。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号(第56条関係)

受託契約約款(変更)承認申請書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 鳥取市公設地方卸売市場 部卸売業者

名 称

代表者名

鳥取市公設地方卸売市場条例第30条の規定により、受託契約約款の承認  
変更の承認  
を

受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 受託契約約款 5通 別紙のとおり

2 変更事項

変更事項	
変更を必要とする理由	

変更後の受託契約約款 5通 別紙のとおり

第 号
年 月 日
上記申請のとおり、下記の条件を付して承認します。
鳥取市長 印
記
条件

様式第15号中「鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第34条第1項」を「鳥取市公設地方卸売市場条例第31条」に改める。

様式第16号中「委託物品」を「受託物品」に改める。

様式第21号中「第41条第2項」を「第41条」に改め、「3 この申請書は、2部提出すること。」を削る。

様式第22号中「第41条第2項」を「第41条」に改め、「3 この申請書は、2部提出すること。」を削る。

様式第25号中「第42条第2項」を「第42条」に改める。

様式第26号中「第42条第3項」を「第42条」に改める。

様式第26号の2を次のように改める。

様式第26号の2 削除

様式第30号中「第44条第2項」を「第44条第3項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第30号の2（第56条関係）

## 記章再交付申請書

鳥取市長 様

下記のとおり、記章の再交付を受けたいので、鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則第49条の規定により申請します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者名

⑨

記

再交付を受け る記章	種類	せり人章 ・ 買受人章 ・ 買受人補助者章
	登録・承認番号	
	氏名	
	登録・承認年月日	年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市公設地方卸売市場条例施行規則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。